

徳島県告示第二十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二十一条の二第五項の規定に基づき、徳島市長から認証の請求のあった街区境界調査成果については、同条第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和七年一月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 調査を行った者の名称

徳島市

二 調査を行った時期

令和四年度及び令和五年度

三 成果の名称

徳島市津田町及び津田本町の一部の街区境界調査図及び街区境界調査簿（津田二―二地区）

四 調査を行った地域

徳島市津田町一丁目及び津田本町一丁目の各一部（津田二―二地区）

五 認証年月日

令和六年十二月二十六日